慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本帝国主義下における「満州」への中国人移動について： 「満州国」成立以降における対満中国人移動政策史
Sub Title	Migration of the Chinese to 'Manchuria' under the Japanese imperialism
Author	松村, 高夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.9 (1971. 9) ,p.825(39)- 837(51)
JaLC DOI	10.14991/001.19710901-0039
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19710901-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

となる。この値を用いて，

(3.19)　$Y_1 = c_0 + c_1\hat{Y}_2' + c_2X_1 + u_1$

(3.20)　$Y_1 = d_0 + d_1\hat{Y}_2' + d_2X_2 + d_3X_3 + u_2$

を求める。結果は

(3.21)

$$Y_1 = 52064.416 - 5.6342600\hat{Y}_2' + 0.98065500X_1$$
$$(10202.328)\ (1.2133095)\quad (0.59235632)$$
$$\langle 5.1031922\rangle\ \langle 4.6437120\rangle\quad \langle 1.6555153\rangle$$

$R = 0.99354602$　　自由度調整　0.99169435

$$Y_1 = 156038.28 - 17.304500\hat{Y}_2' + 8.0649000X_2$$
$$(61561.301)\ (6.5935579)\quad (76.838117)$$
$$\langle 2.5346813\rangle\ \langle 2.6244556\rangle\quad \langle 0.10495962\rangle$$
$$-0.98472000X_3$$
$$(0.69339833)$$
$$\langle 1.4623142\rangle$$

$R = 0.99351551$　　自由度調整　0.99025728

この結果を二段階最小自乗法の結果と比較してみよう。

(3.22)　$Y_1 = 31993.518 - 3.26840\hat{Y}_2 + 2.16781X_1$
$$(1.3896165)\ (0.69306376)$$

$R = 0.9665$

$$Y_1 = -78983.355 + 6.769584\hat{Y}_2$$
$$(7.7681373)$$
$$+174.9051X_2 + 1.518458X_3$$
$$(274.95572)\quad (0.86173757)$$

$R = 0.8961$

需要方程式についてはかなりの一致がみられるが，供給方程式に関しては大幅に異なっている。主成分による方法では Y_2 の係数がマイナスに変わっており，X_2 の係数が非常に小さくなっている。もともと他の方法を用いても X_2 の相関がひくいので有意にはでていない。

昭和 37，38 年の予測を行なってみる。

需要方程式にあてはめてみると，

(3.23)　昭和 37 年　22694
　　昭和 38 年　24393

となる。

供給方程式にあてはめてみると，

(3.24)　昭和 37 年　27978
　　昭和 38 年　11543

実際値は

　　昭和 37 年　28662
　　昭和 38 年　29766

となっており，二段階最小自乗法による値を使ったときは，

需要方程式では

(3.25)　昭和 37 年　25405
　　昭和 38 年　26840

供給方程式では

(3.26)　昭和 37 年　32861
　　昭和 38 年　43470

となっていた。

この結果から二段階最小自乗法が，需要方程式からは過小，供給方程式からは過大となっているのに対して主成分を使った方法は，両者共過小，特に供給方程式の 38 年は大幅に小さくなっており，あまり意味のない数値となってしまっている。これは係数の符号が通常の意味と異なってしまっていることに帰因すると考えられる。この限りではこの計算における主成分分析の応用はあまりよい結果を生まなかったといってもよいであろう。

Y_2 と $\hat{Y}_2$ の相関は重相関に等しいから 0.89363691 であり，Y_2 と $\hat{Y}_2'$ の相関は 0.87476687（f との相関のときの符号が変わることに注意）であったからあまり違わないが，結果においては大きな相違をもたらして，予測値についても大きな違いとなってあらわれた。これは一例であるが，主成分分析を用いるときに注意しなければならない点であろう。(3, 21)（3, 22）の Y_1 は $\hat{Y}_1$ とすべきであるがみやすいため Y_1 とした。

（経済学部教授）

日本帝国主義下における「満州」への中国人移動について

——「満州国」成立以降における対満中国人移動政策史——

松　村　高　夫

日本帝国主義下の植民地「満州」（中国東北部—以下，たんに満州と記す）について，最近若干の注目すべき研究が発表されはじめているが，その研究課題の重要性に比して，研究が著しく立ち遅れていることは否定できない。(1) 1945年以前の日本帝国主義による植民地支配の構造を解明するには，満州の植民地支配を歴史的・具体的に明らかにすることが必要であるにもかかわらず，その研究は植民地朝鮮・台湾にかんする研究よりも遅れている，というのが現状なのである。とりわけ，カイライ政権「満州国」成立（1932年3月）以降の満州を対象とした研究はきわめて少ない。本稿の目的は，中国関内，主として華北から満州への中国人移動にたいして，「満州国」成立以降，いかなる政策が展開されたかを，歴史的・具体的に明らかにすることにあり，したがって入満した中国人労働者の状態についての考察は，本稿の範囲外におかれている。そして，「満州国」成立以降関東軍によって主導されたこの対満中国人移動政策は，日中戦争勃発（1937年7月）を契機として，ヨリ組織的・統一的な国家権力によって主導されるようになり，その政策内容も，中国人入満制限政策から積極的導入政策へと180度の転換を示したので，本稿においても，日中戦争勃発以前と以後の2つの段階に分けて考察をすすめることにしたい。

I　「満州国」成立以降日中戦争勃発以前における対満中国人移動政策の展開

中国人の対満移動にたいして，「満州国」成立以降日中戦争勃発までの時期には，関東軍の主導による治安維持の観点にたつ政策が先行し，一貫して入満制限政策が追求されたことが，まず指摘されねばならない。そして，その入満制限政策は，労働政策立案機関＝「労働統制委員会」の関東軍内への設置，移動制限政策実行機関＝大東公司の設置，さらにその法的根拠＝「外国労働者取締規則」の制定というように，次第に強化されていったのである。

1933年9月5日の関東軍特務部連合委員会において，「全満の労働統制のため其の協議機関として労働統制委員会を特務部に置く」ことを基本方針とする「労働統制委員会設置案」が可決され，同年10月20日，関東軍特務部内に労働統制委員会が設置された。(2) この委員会は，特務部長（小磯国昭）が委員長となり，関東軍（参謀部，特務部，経理部），満州国政府（軍政部，実業部，外交部，交通部），朝鮮総督府，関東庁，満鉄，技術協会，土木協会などの27名の委員から構成され，かくして関係機関総動員のもとで，関東軍主導による労働統制政策の立案作成が開始されたのである。

この労働統制委員会設置に先だって，関東軍は，中国人労働者の入満制限を基調とする労働統制政策の立案作成を，満鉄経済調査会に督促していた。すなわち，33年6月6日，関東軍特務部長小磯国昭は，経済調査会委員長十河信二宛に，「目下貴方に於て調査立案中の満州国に於ける外人入国取締，帰順匪賊及裁兵の処理等に関聯し緊急の要事と被存に付取急完成の上送

注（1）　最近の満州研究の状況にかんしては，鈴木隆史「『満州』研究の現状と課題」（アジア経済研究所『アジア経済』1971年4月号）の手ぎわよい整理を参照されたい。

（2）「労働統制委員会設置」，関東軍特務部，1933年9月5日，『満洲労働統制方策』（立案調査書類第30編第1巻），5-7頁。

附煩度」[3]と立案を督促しており，それをうけて同年6月23日には，経済調査会第一部で作成された「労働者需給調節方策」が小磯宛に送付された。その「方策」は，労働統制の計画・立案をなす協議機関とその実行機関とを別個に設置することを基調としており，協議機関にかんしては，労働統制委員会を関東軍特務部に設置することが提案され，また，実行機関にかんしては，財団法人労工協会とする案，株式会社華工会社とする案，行政機関労働局とする案の三案が，未決定のまま並置されていた。[4] だが，つづいて8月9日には，十河は小磯宛に，労働統制機関として「最初より全満の労務関係を打って一丸とせる労工会社の如きものを設置することは現在の情勢より考慮して相当の危険を伴ふものと思惟され尚早の感ある」[5]と指摘して，ヨリ具体的に，土建業，一般荷役業（福昌華工，国際運輸），および製鉄所ごとに異った労働統制方策を指示し，炭鉱（撫順炭鉱，昭和製鋼所）は現状のままとした。かような関東軍と満鉄経済調査会の下準備のうえで設置された労働統制委員会は，以後，1938年5月に，国務院企画委員会の一分科会として新設された労務委員会に吸収されるまで，労働政策立案機関として機能しつづけたのである。

ところで，満州への中国人の移動の歴史は古く，1890年には約150万名であったのが，東支鉄道敷設による大量の労働力需要を充足するための移動が急増し，1908年には570万名を数え，さらに1914年には800万名，1925年には1300万名になっていた。[6] その後の入満数および離満数の推移は，第1表のごとくであるが，その出身地は，山東省，河北省が圧倒的に多く，華北の窮乏化した農民層より析出されたこれら中国人労働者は，青島，芝罘，塘沽経由で大連，営口あるいは安東に上陸するという海路か，または天津，山海関経由で徒歩あるいは奉山線で北上するという陸路によって入満し，不熟練労働者として，日本人労働者の三分の一の低賃金で鉱夫・人夫などの筋肉労働に従事したのち，その多くは再び華北に帰還するという出稼的性格を濃厚に刻印された労働者であった[7]（出稼的性格にかんしては後述）。じじつ，1936年度の大東公司調査の入満者36万4千名のうち，山東省出身は22万3千名

第1表　対満中国人移動の推移

	入満数	離満数
1926年	646,612	272,453
27	1,043,772	281,295
28	967,154	342,979
29	941,661	541,254
30	673,392	439,654
31	416,825	402,809
32	372,629	448,905
33	568,768	447,524
34	627,322	399,571
35	444,540	420,314
36	364,149	366,761
37	323,689	260,000
38	492,376	250,000
39	985,669	390,967
40	1,318,907	846,581
41	918,301	688,169
42	1,068,625	661,235
43年（8月末現在）	791,960	139,910

備考　満州国史編纂刊行会『満州国史』各論，1971年1月，1156頁より。

注（3）「労働者需給調節方策立案相成度件」（特務部発第1071号），関東軍特務部長小磯国昭から満鉄経済調査会委員長十河信二宛，1933年6月6日，同上，11—12頁。

（4）「労働者需給調節方策案（一）」，満鉄経済調査会第一部，1933年6月，同上，9—11頁。

（5）「労働者需給調節方策立案の件」（経調庶33第13号の59），満鉄経済調査会委員長十河信二から関東軍特務部長小磯国昭宛，同上，14—15頁。

（6）満鉄経済調査会『満洲の苦力』，1934年，2頁。

（7）田村五十彦「出稼移民満洲流入の原因」はつぎのごとく指摘している。「離村する農民の階級は概して，自小作農，小作農，雇農に多く，富農，地主階級には平時に於て離村するものは殆んどない。自小作農は自己の所有田地のみでは到底一家族を養ふ事が出来ず，従って長男を所有田地の耕作に従事せしめて，次男以下は満洲に出稼をなし，或は僅少なる田地を妻子にまかして男子は満洲に出稼し，而して其の持帰り金に依って，一家の生計を助けてゐる。而るに，小作農乃至雇農は自己の所有田地なるものはなく，所謂土地無産階級に属するものであり，彼等はあらゆる方法に依って上層階級より搾取され，其の結果，生計をたつるの道を失ひ，一家挙って満洲に移住するに至るのである。故に平時に於ては，一時的出稼移民として離村するものは自小作農階級に多く，家族を引き連れて永久的に離村するものは概して小作農及び雇農の両階級に多いと言ふ事が出来る。」（満鉄経済調査会『労務時報』，第61号，1934年7月号，70頁）。なお，出稼中国人労働者の出身地農村の状況については，山東省の鄒平縣を調査した「鄒平縣に於ける農村経済調査報告書」（前掲『労務時報』，第67号，1936年第1・4半期）を，出航地の状況については，吉田美之「山東河北出稼移民の発航地事情」（『同上』，第60号，1934年7月号）を参照。

(61.6%)，河北省出身は13万2千名（36.3%）であり，両省だけで全入満者の97.8%を占めている。[8] また，1935年の陸路入満者2千名を対象とした調査によると，「郷里における生業」は，農業が1287名（64.3%）を，「労働」（＝雑業層）が563名（28.2%）を占めており，[9] また，単身者は1835名（91.7%）に及んでいる。このような華北出身の中国人労働者は，たとえば1934年に，撫順炭鉱で全労働者の76.9%，昭和製鋼所で30.4%，大連埠頭荷役で98.1%を占めるというように，[10] 満州における労働力構造の基盤を形成していたのである。関東軍の方針は，かような対満中国人移動にたいして制限政策をとり，労働統制委員会をその立案機関とするものであった。

第一回労働統制委員会は，1934年1月9日，小磯国昭特務部長ほか委員20名，幹事3名が出席して開催され，(1)（中国人）労働者の入満に関し取締を為す件，(2)救兵及び帰順匪の雇傭に関する件，(3)労働者需給調節の為全満労工株式会社設立の件が審議されたが，[11] この「労働統制委員会の創立総会とも称すべく意義深き会合」（会議議事録）において，関東軍側と在満資本側とのあいだに，一時的な対立が生じたことは，注目してよいであろう。華北からの中国人労働者の対満移動を制限することが，満州の治安維持，中国人出稼労働者の国外送金防止，および在満労働者の生活安定のために必要なばかりでなく，将来の日本人の対満移民の余地を確保して，「満州産業界に於ける必要労働力の総てを，原則として満州五族就中満州人，日本内地人及朝鮮人により供給せしめんとする統制」[12]（当時の用語によれば，「労働者の国民的統制」）を実現するための前提条件であると主張する関東軍側と，苦力，華工，工人などと呼ばれていた低賃金・不熟練中国人労働者の大量対満移動を自らの利潤追求のための不可欠な労働力基盤としてきた土建業などの在満資本側とのあいだに一時的な対立が生じたのは，むしろ当然であったといえよう。この委員会で，満州国民政部警務司長（長尾委員）が，「治安が安定する迄は（中国人の——引用者）入国を認めたくない　満州国が出稼苦力の入国を制限しやうとするのは何も法律的根拠があって行って居るのではなく事実的な問題として取締って居るに過ぎない」[13]と主張したのにたいして，土建協会理事長（榊谷委員）は，「土地の者を使へと云ふが吾々の見方では到底満州の苦力では間に合はない　能率の点に於て土地の者は山東苦力の三分の一であるのに，賃銀は何うかと云へば，山東苦力には土着苦力の三分の二を払へばよいと云ふ状態である　入国を制限し土着苦力を使役せば工事費が高くなる計りでなく竣工速度が遅くなる」[14]として，中国人入満制限に強く反対した。[15] そして，小磯議長が，「治安維持，国内労働者，それに日本を考へる時，苦力の入国制限は極めて必要である。然し安い労働者を使はなければならないと云ふ理由は尤もなことと思ふ　これは重要問題で即決をするのは妥当でない」[16]と総括して，この問題を小委員会を設置して検討せざるをえなかったのは，この間の対立の鋭さを如実に示している。だが，労働力供給源を華北からの中国人労働者の移動に求めて形成されてきた満州の労働力構造を，日本帝国主義の完全な植民地支配のもとで，上からの労働統制によって変形させようとした過程で生じたこの一時的な対立は，ただちに関東軍の方針が貫徹されるかたちで「解消」されたのである。すなわち，同年3月12日に開催された第二回労働統制委員会において，「労働者の入満に関する取締要綱」が審議され，「労働者の入満に関しては治安維持，失業防止の上より見て治安を害するの虞あるもの，就業の見込なきものは入満を為さしめざるものとす」[17]とした中国

注（8）大東公司『入満労働者と各種統計比較研究』（大東調査資料第5号），1937年，37頁。

（9）満鉄経済調査会『満洲労働事情綜覧』（1936年版），291頁。

（10）同上，7—8頁。

（11）「第一回労働統制委員会」議事録，1934年1月，前掲『満洲労働統制方策』，36—37頁。

（12）前掲『満洲労働統制方策』，1頁。

（13）前掲「第一回労働統制委員会」議事録，38頁。

（14）同上，38—39頁。

（15）入満中国人制限賛成論には，この他技術協会長（貝瀬委員）の「苦力の入国を制限する必要あり，現状の儘では全く満州国は中華民国の植民地たる観あり，農民には鮮人を使ひ，又新工業は之を機械化し日本人熟練工を使ふ様にさせなければならない」（同上，39頁）という主張があり，また，満鉄建設局次長（田辺委員）の「入国制限は労働者の不足を来すに至るもので，この点を懸念する。漸次制限するにしても数二年間の間は従来と同様入国させる必要があると思ふ」（同上，同頁）という入満制限慎重論もあった。

（16）同上，40頁。

人入満制限方針が決定され，さしあたり土木建築業への入満者を11万名に制限するとの計画のもとに，大連，営口，山海関で入国取締りを実施することになったのである。つづいて同年4月4日に，「努めて北支方面出航地に於て制止する為大東公司をして査証を発行せしむ」[18]「査証の発行並入国の許可は民政部に於て統制し之を大東公司に通報するものとす」[19]と決定され，ここに大東公司が入満取締機関として機能することになった。

大東公司は，天津陸軍特務機関の指導のもとに，1934年4月1日に設立され，本部が天津に，査証事務所が山海関，青島，芝罘，龍口，威海衛の各地に設置され，また，出張所が大連に設置された。その業務は満州国労働者入満取締方針にしたがい，入満中国人労働者の身元を出国前に調査し，許可該当者には査証を発給することであり，満州国政府は，大東公司の査証を所持しない中国人の入満を禁止したのである。かような関東軍の主導による入満制限政策の強引な実施は，中国政府による大東公司査証事務の「妨害」を生みだしただけでなく，大連，安東，営口の船会社および客桟組合などの中国人「輸送」関係者による入満制限緩和請願運動をもひきおこした。その結果，34年度の入満取締は著しく阻害され，34年度の入満者は，32年度の37万2629名（満州事変により入満者減少），33年度の56万8768名よりもかえって増加し，62万7322名を数えた。そこで，35年度から，ヨリ強権的な入満制限政策が実施されることになったのである。

第三回労働統制委員会は，1935年2月13日，関東軍参謀長西尾寿造委員長ほか委員34名の出席のもとに開催され，(1)入満労働者の統制方策と(2)入満労働者制限数とから成る「入満労働者統制方針」が決定された。この「方針」は，「昭和9年（1934年）度に於ける入満労働者の統制に就きては不充分の点あり，其の実を挙げ得ざりし憾ある」[20]との反省のうえにたって，35年度から「取締の徹底を期せむ」ことを目的として，つぎのごとき内容をもつ「身分証明書制度」および「外国労働者取締規則」の制定を決定したものであった。

「1. 国外労働者の入満（関東州内立入を含む）に付ては満州国は民政部指定の外国労働者取扱人をして労働統制委員会にて決定せる制限数の範囲内に於て一定の条件を具備する者に対し身分証明書を発給せしめ其の呈示を以て入国（立入）の許可条件とすること

2. 満州国内及関東州内に於ては労働者の入国又は立入の際前項の証明書に対し，当該警察官吏の検印を受けしめ其の携持を以て国内並州内に於ける労働従事の許可条件たらしむること

3. 満州国民政部及関東局に在りては右趣旨に基き，外国労働者取締規則を速に制定公布すること

4. 右取締規則公布に至る迄の暫定的処置として満州国並関東局に於ては関係機関に対し訓令通牒を発して右方針の趣旨徹底を手配すること」[21]

そして，このような方針を具体的に実施するために，入満許可労働者数が初めて設定され，1935年度は，各産業別に，土建関係11万名，工鉱業関係1万7800名，農業関係20万名，荷役関係1万2200名，合計44万名とされたのである。[22]

この第三回労働統制委員会の決定が真に意図していたところは，委員会で決定された「入満労働者統制方針案」を作成するために，1934年末以来十数回にわたって審議した小委員会の議事録が明示している。34年12月19日から4日間，関東軍（特務部，司令部），大東公司，満州国政府（民政部，外交部），満鉄経済調査会，大使館，関東庁の出席のもとに開催された「外国労働者取締に関する根本方針打合」は，このような審議をおこなった小委員会の一つであるが，その会議におけるつぎのごとき一連の発言は，満州国内の労働者にかんする基本調査さえ全く作成されていなかった当時の段階において，国内の労働統制は明らかに不可能であり，従って国内の労働統制目標なしに遂行される対満中国人移動政策も，たとえその労働統制機構が外見上いかに整備されてみえようとも，無原則的，盲目的に遂行されざるをえなかったことを示している。

特務部（多久委員）「当面の問題としては，入国統制と謂ふ事に目途を置いて漸次に国内的の労働統制の実行に移して行くと謂ふ様な事にしなければならないのではないかと考へます。或は満州国に労働局と謂ふ様なものを造って，国内の労働統制を実現すると謂ふ様な意見もありますが，今日の場合実際之を行って見た処で，此の混沌たる満州では実績を挙げる事は至難な事ではないかと考へます。第一労働者に関する基本調査も未だ何等出来て居ないのであります。土建労働者に就ては凡そ其の数も分布も判明するやうでありますが農業労働者の如きは全く見当が附かないと謂ふ様な状態にあるのであります。[23]」

満鉄経済調査会（高田委員）「満州国で労働の需給調節を図るとしても将又日本人発展の余地を見出すにしても，或は又労働政策を建てるにしても，現在の如きでは，之に対する何等の基礎的資料がない。入国の取締だけをしても，国内的取扱がお留守では，何だか『尻切れトンボ』の様な感があります。完全なものは出来ないにしても，可成早く之に着手して，出来るだけ正確な記録を造り，先程申した様な総ての方面に対する貴重な基礎を造る手段としたいと思ふのであります。単に数を制限すると謂ふ丈ならば，何も大げさに掛かる必要はない。其の制限は何のためにするか，何う謂ふ風にするかの根本が早く確立されなければならないと思ふのであります。[24]」

そして，労働者の基本調査を欠き，中国人入満制限目的が不明確であったということは，入満制限数が，ほとんど根拠なしに，労働統制委員会によって決定された，ということに反映されざるをえなかった。つぎのごとき質疑がなされたゆえんである。

特務部（中田委員）「而し例へば来年度の入国許可労働者を二十万人と仮定して大体何んな種類の労働者を如何なる時期に入れるかと謂ふ様なことが定らないと，査証をやる側から謂っても困るのではありませんか。査定人員を幾らにするかと謂ふ事も国内的の統制が相当出来て居なければならない問題ではないでせうか。」

特務部（多久委員）「理論上では実際夫うなんですが，実際問題として仲々夫は困難である様に思ひます。現行の査証で就職先が略判然として来ますから，漸次に出来て行く問題だと思ひます。」

大東公司（大迫委員）「今年の調査を基礎には出来ないかも知れないが，二年三年と経って査証から正確な統計が生れて来れば職業別の基本数字も漸次出来て来ると思ひます。」

特務部（中田委員）「夫れならば現在の処では，全くきっかりした査定人員を定めることが出来ない訳ですね。」

大東公司（大迫委員）「先づ夫うですが，組織的に之を行って行くと謂ふ様な訳です。」

関東庁（木田委員）「……差当り完全な事は到底出来得ない 而し組織だけは先に造って置いた方が良くはないか。農業苦力等は直ちに取締を実行することは出来ないでせうが，せめて農業以外の苦力だけでも，上陸許可証を発行すると共に労働許可証を持たすと謂ふ様な事にして置いた方がよくはないかと思ひます。[25]」

かくして，中国人入満制限政策は，制限目的が不明確なまま，無根拠な入満許可数を設定して，実施されることになったのである。

さらにまた，この入満取締にはさまざまな粉飾がなされたことにも注意する必要があろう。たとえば，入満取締機関について，関東庁（木田委員）は，「表立てずにやれる様な方法」として，台湾の南国公司を模倣した大東公司をその取締機関とすることを提唱し，大東公司を「一種の財団法人組織にして，入境労働者の取扱をなすと共に，支那人労働者の困窮せるものを救済する様な仕事を併せて営むならば，名目も立ってよろしいのじゃないかと考へて居ります」[26]，「併せて支那とも仲よくやる必要がある。お前の国の労働者を之（大東公司の発給する身分証明書―引用者）で保護してやると謂ふ様な建前に見せる事も大事だと思ひます」[27]とのべている。また，「外国労働者取締規則」の制定にかんしても，「台湾の様に徹底した明文を新に出すのは国際的に非常に目立って面白くないから目立たない様な令の下に行ひたい」ので，「台湾の如く支那人労働者と謂ふ言葉を明確に用ひないで，外国人労働者として之を活用する方がよかろうと思ひます」[28]とのべて，入満取締機関および取締規則としての性格を粉飾する必要性を強調しているのである。

そして，第三回労働統制委員会の決定にもとづいて，このような性格を有した入満制限政策が実施されることになり，1935年2月16日，大東公司は資本金100万円の合資会社に改組され，本部を天津から新京に移転

注(17)「第二回労働統制委員会」議事録，1934年3月，同上，42頁。
(18)(19) この決定は，1934年4月4日の関東軍司令部における軍司令部，大使館，関東庁，満州国民生部（警務司）の審議の結果なされた。「満洲国に於る労働者入国制限に関する打合事項送付の件」（特務部発第417号），関東軍参謀長西尾寿造から満鉄副総裁八田嘉明宛，1934年4月11日，同上，142―143頁。
(20)「第三回労働統制委員会」議事録，1935年2月，同上，124頁。
(21) 同上，124―125頁。
(22) 同上，125頁。

注(23)「外国労働者取締に関する根本方針の打合」議事録，満鉄経済調査会第一部第四班，1934年12月，同上，59―60頁。
(24) 同上，64頁。
(25) 同上，60―61頁。
(26) 同上，56頁。
(27) 同上，62頁。

し，つづいて同年3月5日，関東州では「外国労働者取締令」（関東局令第5号）が公布され，さらに同年3月21日，満州国では，ほぼ同一内容の「外国労働者取締規則」（民政部令第1号）が公布された。「外国労働者取締規則」は全文14条から成り，「外国労働者ハ入国ノ際外国労働者取扱人ノ発給スル身分証明書ヲ当該警察官吏ニ提示シ入国許可ノ検印ヲ受クベシ」（第3条）と規定したが，この規定によって，34年4月以降非公認のまま中国人労働者取締機関として機能してきた大東公司は，法的に外国労働者取扱人に指定され，身分証明書の発給のほか，中国人労働者の募集，供給並びに輸送などを実施しうることになり，ここに入満制限体制が法制的にも整備されたのである。そして，たとえ入満制限政策の目標が不明確であり，かつ入満制限許可数が無根拠のものであったとしても，ひとたび確立された入満制限体制は独自にその機能を発揮していき，35年度の入満数を，許可数44万名にたいして42万0314名に抑えた。翌36年度の入満許可数は，同年1月23日の第四回労働統制委員会で各産業別には設定しないことに変更され，総数で36万名と決定されたが，実際の入満数は36万4149名とほぼ計画どおりに抑えることに成功し，さらに37年度も，37年1月の第五回労働統制委員会で決定された入満許可数38万名にたいして，入満数は，日中戦争勃発の影響をうけたこともあって，32万3689名と許可数を下回ったのである。離満中国人数は，31年から36年までは，ほぼ40万名前後と一定していたので，制限政策の実施が満州の労働力供給をかなり減少させたことは明らかである。

以上のごとく，「満州国」建国以降日中戦争勃発にいたるまでの植民地支配機構の基礎確立段階では，治安対策の観点が先行し，労働政策の観点が稀薄にならざるをえなかったがゆえに，それ以前に長期間にわたって満州における労働力基盤を形成してきた中国人労働者の入満を制限するという，労働力確保とはまさに正反対の政策が，関東軍主導のもとに展開されたのである。この労働力確保という観点からは転倒した政策が内包する欠陥は，日中戦争勃発以降，植民地支配機構の基礎確立過程完了を歴史的前提として，満州産業開発（修正）五ヵ年計画樹立のもとで重化学工業化を遂行せんとしたその当初から，「労働力不足問題」を露呈させることになる。そして，従来の入満制限政策は入満奨励政策へと180度の転換を余儀なくされ，労働政策の主体も関東軍内の労働統制委員会から，満州国政府の労務委員会へと移され，国家権力による統一的・組織的な統制下で労働力の確保・配置をいかにおこなうかが戦時労働政策の中心課題となったのである。そして，従来の制限政策によって入満数が低く抑えられていたことが，労働力確保・配置を国家権力の強権的発動によっておこなおうとする衝動を強めたといえよう。

ここで，満州国成立当初，日本人移民を武装移民として積極的に満州へ送出することが推進され，朝鮮人移民にたいしては，それとの関連で入満阻止政策がとられたことを考慮するならば，[29] 中国人入満政策も，日本人・朝鮮人の対満移動政策と密接に関連して形成されていったことが明らかであろう。関東軍が中国人の入満制限政策をとったのは，すでに指摘したごとく，満州侵略に抵抗する反満抗日運動が強力に展開された段階では，治安対策の観点を先行させざるをえなかったからであるが，これは日本人・朝鮮人移民との関連でいえば，満州侵略の槓杆とされた日本人・朝鮮人移民の入植に反対する「危険分子の混入」を防止し，また，大量の中国人の入満が，相対的には高い生活水準にある日本人移民の移住の余地をなくすことを防ぎ，中国人が不熟練労働者に限定されずに，農業経営などに進出することによって，農業移民としての日本人（および朝鮮人）の移民が失敗することにたいする対策であったといえるが，とりわけ，中国人労働者が「日鮮移民に対する民族的意識を尖鋭化すること」を恐れたからでもあった。[30] 満鉄経済調査会「支那人移民対策案要綱」（1932年6月）のつぎのような指摘は，中国人労働者の入満制限が，以上のごとき日本人・朝鮮人移民との関連でなされたことを如実に示している。

「満州に対する支那移民は，彼等の移住其のものが日鮮移民の移住余地を窄めつつあるものなることは論を俟たず。斯かる根本的な影響は論外に置くとするも，尚，(1)支那移民の移住放任は満州住民の文化並に生活程度の向上を恒久的に阻止するものなるを以て，より生活程度高き日鮮移民の移住を恒久的に困難ならしむること　(2)巨数の流人は先住民のみならず彼等自身の生活困難を招来し，各民族の職業的技術的分野の存在を許さざるに至る。即ち関東州内に於ける支那人果樹園経営者の続出，南奉天省に於ける支那人水田経営者の発生等は其の実例なり　(3)移民流入による生活破壊者の匪賊投入，危険分子の混入はいづれも満州の治安を擾乱し，日鮮移民の生活を脅威するがごとき結果を招来すること，若しくは日鮮移民に対し生活脅威を招来し易き疑惑を抱かしめ，安定困難なること（以下略）。」[31]

そして，日本人・朝鮮人移民にたいする当初の関東軍の主導権は次第に後退していき，日中戦争勃発以降，本格的な移民政策が展開されることになるのだが，中国人入満制限政策も日中戦争勃発を契機として積極的導入政策へと転換されるのである。日中戦争勃発以降は，満州産業開発五ヵ年計画遂行に必要な労働力を確保・配置するために，従来白紙であった満州国内の労働統制政策も展開されはじめ，対満日本人・朝鮮人移民と同様に，対満中国人移動も，国家権力による組織的・統一的遂行が志向される段階に移行するのである。

II　日中戦争勃発以降における対満中国人移動政策の展開

日中戦争勃発以降，満州産業開発（修正）五ヵ年計画＝重化学工業化に必要な労働力を確保・配置するべく，満州国内において労働統制政策が展開されはじめた。すなわち，労働統制実行機関＝満州労工協会の設立（1938年1月），立案機関＝労務委員会の設置（38年7月），さらに労働統制の法的根拠＝「労働統制法」の制定（38年12月）という戦時労働統制体制が，1938年度には一応完成され，さらにその具体化として，全国統制協定が全満240名の企業家によって締結（39年4月）されたのである。では，満州国内においてこのように国家権力による戦時労働統制が展開されていったなかで，対満中国人移動にたいしては，いかなる政策がとられたのであろうか。

1938年1月，労働統制委員会は38年度の入満許可数を前年度の38万名より増加させて47万名に設定し，翌39年1月には，労働統制委員会に代って労働統制立案機関として新設された労務委員会（国務院企画委員会の一分科会）が，39年度入満許可数を前年度の2倍の91万名に設定し，さらに40年度のそれを140万名という尨大な量に設定した。このような大量の中国人労働者を導入するために，満州国側では，39年1月，「中国労働者募集並に使用に対する要綱」を発表し，中国人労働者の募集は，各企業家ではなく団体により実施することを原則とし，募集業務は民生部大臣，治安部大臣の監督のもとに，大東公司が統制することを決定した。つづいて華北側でも，同年2月6日から3日間，北京で軍主催の「満支労働関係者会議」を開催し，満州国政府，関東軍代表と北支方面軍の協議のすえ，「中国人労働者の満支配分調整に関する要綱」が決定された。この「二月協定」では，大東公司が対満労働力供給斡旋を統制することが明示され，さらに華北の労働力統制機関として華北労工協会を設立することで意見の一致をみた。さらに同年6月のいわゆる新京会議では，「関東州及満州国労働統制一元化に関する要綱」が決定され，同年7月1日，大東公司は満州労工協会に統合され，以後，満州労工協会国外部として入満統制を担当することになったのである。[32] つづいて同年12月5

注(28)　同上，58頁。

第三回労働統制委員会が開催された1935年2月13日の前日から，すでに入満中国人にたいする査証は開始されていた。同年2月13日の『満日』は，査証が警察官吏により強権的に行なわれた状況をつぎのごとく報じている。「満洲国内における労働統制と反満抗日分子の絶滅を計る方策として関東局の指令によりけふから入満苦力に対し旅券の検閲取締を一せいに開始したが，実施第一日の十二日，大連水上署高等係では早朝より特務が総動員，正午までに入港した六隻の支那航路船に二，三名の乗務員が乗り込み，乗船の苦力に対し大同公司発行の旅券をいちいち厳重検査し姓名を呼び上げるやら出発地，行先地をたづねるなど係員は大童，ないしろこれまでは概算でその人員を数へ不審のものだけ氏名，行先地等を調べてゐたものであるが，けふからは一船に二百人，三百人と乗りこんでゐる苦力の大群を全部調査しなければならないので転手古舞ひのいそがしさである」（満鉄経済調査会『労務時報』第63号，1935年第1・4半期，313頁）。また，翌2月13日には，「新規則による取締規則を知らなかった」船長の「怠慢」から，大東公司発行の旅券証明書を所持しない中国人二百余名が送還された事件がおきた（『満日』，35年2月15日，前掲『労務時報』，313頁）が，この日は，第三回労働統制委員会の開催日で，「外国労働者取締規則」はもちろんまだ制定されていない。法的規定がなくても指令にもとづいて入満中国人の取締が実施されていた一例である。

(29)　拙稿「日本帝国主義下における『満州』への朝鮮人移動について」（『三田学会雑誌』第63巻第6号，1970年6月号）参照。

注(30)　「支那人移民対策案要綱」，満鉄経済調査会第二部，第一班，1932年6月，『満洲農業移民方策』（立案調査書類第2編，第1巻第1号），334頁，1934年9月。

(31)　同上，333頁。

(32)　満洲労工協会『満洲労働年鑑』（1940年版），327頁。

日の大連連絡会議では，北支側は軍—第4課，興亜院華北連絡部，新民会，関東州庁，そして満州側は関東軍司令部（第4課，経理部），満州国総務庁（企画処，民生部，外務局，治安部），満州国北京通商代表部，満州国外務局大連弁事処，満州労工協会，満州土建協会という関係機関総動員のもとに，華北労工協会設立をめぐって協議がなされ，満州側—民生部次長，関東局司政部長と華北側—実業部次長とのあいだで，「満州向の労働者に対する事項其他に関する満州側及華北側間申合」が締結された。[33] この「申合」は，「華北側は支満蒙労務連絡会議に於ける協議に基き満州側に対し所要労働者の供給をなすやう措置するものとす，之が為満州側は翌年度所要労働者数を一括し前年11月末迄に華北側に対し要請するものとす」（申合事項第1項）とし，また，「華北労工協会は其の機構の整備を待ちて満州側に対し労働者の供給並に輸送の斡旋を為すものとす」（第2項）と規定した。この華北労工協会の設立は，同年12月11日に，華北側実業部案として臨時政府行政委員会に提出されたが決定されず，翌40年2月27日，無期延期となり，41年7月にいたってようやく実現することになったものである。

では，このような対満中国人導入政策の展開は，実際にはいかなる移動を誘発し，それをいかなる程度まで労働統制の対象としえたのであろうか。この点を明らかにするために，まず，満州国内の労働者の就業構造の推移のなかで入満中国人の占めた位置を確定することからはじめよう。

まず，満州労工協会「日本人経営工場鉱山労働事情調査」（1939年6月）によると，1935年から39年（8月末）にいたる期間に，50名以上雇用する日本人経営の鉱山数は3.54倍，同じく工場数は1.92倍増加し，雇用労働者も，それぞれ鉱山で3.83倍，工場で3.29倍となっており，大量の労働者が，とりわけ産業開発（修正）五ヵ年計画が実施された38年以降に吸引されている。[34] そして，39年の工場・鉱山における労働者の民族別構成（第2表）は，中国人労働者が，工場で約90%，鉱山で98%と圧倒的比率を占め，日本人は工場・鉱山でそれぞれ9.2%，0.5%，朝鮮人は1.4%，0.9%と量的には極めて少ない，という構成になっている。いま，このように大量に雇用された中国人労働者の供給源を明らかにするために，1940年の「満州国登録労働者出生地および国籍別比率」（第3表）をみると，鉱業・工業とも，出生地が満州であるものは3分の1強，中国関内であるものは3分の2弱となっており，中国関内が大量の中国人労働者の供給源となっていたことが明らかとなる。とくに土木建築業では，出生地が中国関内であるものは4分の3に及んでいる（林業に日本を出生地とするものが20%を占めているのは，朝鮮人労働者を日本出身としたからであるが，その他の産業部門では，日本を出生地とするものは極めて少ない）。事実，1937年以降，入満中国人数は，37年31万9千名，38年49万2千名，39年93万6千名と急増し，40年には，入満史上の最高値131万9千名を数えているが，これらの入満中国人労働者がいかなる産業部門に吸引されたかを示す第4表をみると，36年から40年にかけて，鉱業で12.7倍，土木建築業で5倍の増加を示しているのである。さらに，40年の入満中国人労働者131万9千名の産業別分布をみると，土木建築業の39万名（30%）と，工業の26万名（20%）ですでに半数を占め，つづいて，農林漁業18万8千名，鉱業12万名，商業8万7千名，交通運輸業8万7千名の順になっており，地域的には，奉天省に45万5千名（34.5%）が集中しており，関東州，吉林省，浜江省を加えると，入満中国人の約3分の2がこれらの地域に集中していることがわかる。[35] ここで，この入満者総数131万9千名の約31%に相当する42万名は，「団体による入満」であることに注目する必要があろう。入満中国人は，いわゆる「団体苦力」と「バラ苦力」に大別されていたが，「団体苦力」とは，「満州側事業者が派遣した募集人，把頭等の募集に応じた工人（中国人労働者—引用者）の群れであり，大半安家賃や支度金を受けて出て来るのであって，より多く出稼的性格を有する」[36] ものであり，「バラ苦力」とは，「主として血縁，地縁の関係を頼るかまたは漠然と職を求めて，個人的に満州へ向う工人たちであって，旅費等も自ら調達の方法を見出し得た多少とも恵まれた連中」[37] であり，「移住的分子や家族同伴者が比較的多い」[38] という性格を有していた。したがって，「団体苦力」は労働統制政策によって満州へ移住したもの，「バラ苦力」は自然的に満州へ移動したものであって労働統制政策の対象外となり，労働力確保・配置計画には直接含まれないもの，と一応みなしてよいであろう。そして，「バラ苦力」は，入満後，「農業労工，商業使用人，雑役夫及び土着工業，交通運輸業工人の全部，土木建築工人の一部等」[39] に就業し，一方，「団体苦力」は，土木建築業，鉱業，工業，交通運輸業の4産業部門に限定され，しかも，産業開発五ヵ年計画の基底的産業である土木建築業と鉱業で95%を占めていたのである。かくして，中国関内からの中国人移動には，労働統制政策の対象となる移動⟶土木建築業・鉱業（＝産業開発計画の基底的産業）へ，という系列と，労働統制政策の対象とならない移動⟶土着産業へ，という系列があったということができよう。さらに，この移動の2系列の1937年から40年にかけての推移（第5表）をみると，労働統制の対象となる「団体苦力」の入満は，37年には全入満総数の17%であったのが，38年には29%，39年には33%，40年には31%と増加傾向にあったことがわかる。この推移は，いうまでもなく，労働統制政策の展開が，入満中国人労働者を掌握するようになったことの反映であるが，しかし，満州国内における国家権力による労働力確保・配置政策にもかかわらず，39年，40年にいたってもなお，入満労働者の約3分の1しか政策的には掌握できなかったことをも意味している。[40] しかも，この政策的に掌握できた3分の1というのも，その実態は，「労働統制法」が理念として掲げた，国家権力が企業者に労働者を直接募集させるという政策によるものではなく，大部分が，「労働統制法」および「全国協定」が排除しよ

第2表　満州における工場・鉱山労働者の民族別比率（1939年）

	日本人	朝鮮人	中国人	計
工場	9.2	1.4	89.4	100.0
鉱山	0.5	0.9	98.6	100.0

備考　満洲労工協会「満洲日本人経営工場鉱山労働事情調査」（1939年6月末）による。満洲鉱工技術員協会編纂『満洲鉱工年鑑』（1942年版），64頁より。

第3表　満州国登録労働者出生地および国籍別比率（1940年）

	満州		中国関内		日本	
	出生地	国籍	出生地	国籍	出生地	国籍
林業	45.0	68.6	34.8	11.2	20.2	20.2
鉱業	36.7	44.8	62.4	54.3	0.9	0.9
製造工業	35.5	54.0	63.3	44.8	1.2	1.2
土木建築業	22.8	36.3	75.2	61.7	2.0	2.0
交通運輸業	36.7	58.3	61.8	40.2	1.5	1.5
その他	36.9	64.1	58.1	30.9	5.0	5.0
合計	32.2	49.3	64.2	47.3	3.6	5.6

備考　満州国出生者と在満3カ年以上のものは満州国籍をえた者とされる。満洲労工協会「労働者登録統計表」（1940年3月～12月）による。前掲『満洲鉱工年鑑』（1942年版），65～66頁より。なお国籍の合計欄の総計は100以上となっているが，原表のまま転載しておく。

注(33)　興亜院華北連絡部編『華北労働問題概説』，1940年，375—379頁。
(34)　満洲鉱工技術員協会編纂『満洲鉱工年鑑』（1942年版），61頁。

第4表　入満中国人労働者の産業別就業先　（1936—1940年）

	農林漁業	鉱業	製造業	土木建築業	交通運輸業	商業	雑役	計
1936年	57,414名	9,490	128,745	79,684	21,702	23,555	37,532	358,122
37	50,993	13,496	88,570	77,574	16,047	31,675	40,931	319,286
38	28,835	34,528	118,707	119,924	39,570	60,384	90,428	492,376
39	93,227	116,152	186,940	277,407	84,638	69,925	157,380	935,669
40年	187,879	120,789	259,998	389,972	86,988	89,080	184,201	1,318,907
36年＝100	327	1,272	202	499	401	378	490	368

備考　満洲労工協会調査による。前掲『満洲鉱工年鑑』（1942年版），69頁より。

注(35)　前掲『満洲鉱工年鑑』（1942年版），78—79頁。なお，関東州を就業地として算入したもののなかには，大連に上陸後，再び満州の各地へ移動したものも含まれているので，この数字は傾向を示すだけであって，正確ではない。
(36)(37)(38)　前掲『満洲鉱工年鑑』（1942年版），81頁。
(39)　同上，同頁。
(40)　1943年にいたっても，入満中国人労働者のうち労働統制政策の対象としうる「団体苦力」は，依然として約3分の1程度であって，残りの「バラ苦力」の掌握はほとんど不可能だったようである。この点について，満州国民政部第一勤員科長（福田晴夫）は，つぎのごとくのべている。「大体入満労働者の数の中，本当の労務動員計画に乗り得る，掴み得る労働者と言ふものは団体募集の労働者でありまして，之が入満総数の約三割であります。後の七割は自己の自由意志で流れ込んで来る者で，その七割の労働者を完全に掴むと言ふ事は不可能な状態であるのであります。それは個々に各々乗車切符を求めて，自分の頼って行く所に落着くといふ傾向にある。これ等を観察致しますと大体一応南満地方，奉天付近に落着く者が大部分であったのであります。……事業体に於きましても国境，大連，山海関等に於て此のばらで入る労働者を獲得するやうな方策を講じて頂きたいと言ふことで現在進んで来て居りますが，まだ着手を致しただけでありまして実効を収めて居ないのでありますが……。」（東亜経済懇談会『第四回日満経済懇談会報告書』，1943年6月，214—215頁）。

うと志向した半封建的労働供給・管理組織＝「把頭制」による募集であった。

第5表　入満中国人総数に占める団体移動の比率
(1937年—40年)

	身分証明書発給数	団体証明書発給数	比率
1937年度	323,689	56,692	17%
38	501,686	146,232	29
39	1,012,148	341,168	33
40年	1,364,706	419,933	31

備考　満洲労工協会調査による。
前掲『満洲鉱工年鑑』(1942年版)，81頁より。

「把頭制」は，「半農半工的性格を有する苦力労働力」を基盤とする「遺制的生産体制たる請負制度」[41]であり，その最も典型的な「外包工制」においては，事業主は出来高に応じて把頭に一定の金額を支払うのみで，把頭が管理する中国人労働者とは全く関係せず，中国人労働者の募集，賃金支払，宿舎の提供，食事の付与などすべてを把頭がおこなっていた。当時の華北における募集方式について，前田一『特殊労務者の労務管理』(1943年)は，つぎのごとく指摘している。「苦力の労働組織が把頭中心に組織されてゐる関係上，地方農民層からの募集にあたっても，矢張り把頭を中心に募集することは最も賢明な方法とせられて居る。企業者自ら直接募集を行ふ場合に於ても尚ほ，把頭の存在を無視し得ない処に華北労務者募集の特質がある。」[42]

当時，華北における募集方式には，(1)企業家による直接募集，(2)企業家による統制募集，(3)公的機関による募集，という三つの方法があった。そして，企業家による募集のなかでも，現地に募集事務所を常設した満州炭鉱会社（天津，青島，山海関に事務所を設置），撫順炭鉱（北京，済南），東辺道開発会社（天津，青島，山海関），満州産金会社（青島），昭和製鋼所（天津），本溪湖煤鉄公司（済南）などの炭鉱業や重化学工業関係企業と，季節的・臨時的に募集事務所を設置した土建業とがあったが，いずれの場合にも，把頭によって募集がおこなわれたのである。その一例として撫順炭鉱の直接募集をみてみよう。

満鉄撫順炭鉱は，すでに1911年に芝罘に「苦力」募集出張所を設置し，1916年には青島に招工公所を開設し，労働力が著しく不足したときに直接社員を派遣するほかは，通常，把頭を現地に派遣して積極的に中国人労働者を募集していたが[43]，1940年には，招工事務所を済南，北京に，連絡所を青島，滄縣，唐山，邯鄲に設置していた。そして，「小把頭または採炭華工100名以上の出身地なること，輸送費が比較的低廉なること，将来地盤開拓の見込みあること」の条件を具備した地域を募集地に選定し，把頭ないし小把頭，あるいは採炭中国人労働者から選出したものを現地へ派遣して募集させた。40年7月済南招工事務所所属の把頭および帮忙（中国人の募集者）派遣数は440名，北京事務所所属は230名であり，39年度は山東のみで約3万名の中国人を募集し，炭鉱に配置したのである。[44]

また，土木建築業にみられた業者による自主的統制募集も，実際には把頭制を排除することはできなかった。産業開発計画遂行による土木建築業の労働者需要は大きく，しかも土木建築工事の可能期間が満州では5ヵ月から9ヵ月であり，短期集中的な労働者募集を必要とすることから，募集競争は他の工鉱業部門とは比較にならぬほど激烈で，前貸金協定違反，賃金の引上げ，労働者の引抜争奪が頻発していた。1940年1月の「満州土建協会国外労働者募集規定大綱」は，「全満各事業ニ関スル努力ハ満州労工協会ヲ以テ募集ヲ統制セラルルニ依リ，業者所要ノ国外労働者（河北，山東，中支其ノ他）ハ本協会ニ於テ統制募集ヲ為シ協会員各組ニ之ヲ配給ス」（第1条）と規定して，満州労工協会による労働統制を補充しつつ，激しい労働移動を阻止し，労働力の確保・配置をすることを目的とするものであった。この自主的統制募集によると，各業者は所要労働者数を土建協会労務部（協会に本部を，天津に出張所をおき，また，山海関，済南，青島，芝罘，上海などに臨時出張所をおくこととした）に申請し，労務出張所の募集従業員は土建協会より満州労工協会に報告し，政府の許可をうけるものとされ，さらに，募集従業員（日本人および苦力頭）は，「請負業ニ何等経験ナキモノ，ブローカー式又ハ搾取的苦力頭」は認められないとされていたが，実際には把頭制を排除することも，募集競争による前貸金協定違反や賃金引上げを防止することもできなかったのである。[45]その他，公的機関による募集が，41年7月の華北労工協会設立までは，大陸華工会司（39年2月設立，青島），新民会労工協会（38年6月，北京），新民労働協会（38年9月，天津），山東労工福利局（38年9月，青

注(41)　中村孝俊『把頭制度の研究』，1944年，2頁。
(42)　前田一『特殊労務者の労務管理』，1943年，198頁。
(43)　満鉄総裁室人事課『南満州に於ける支那労働者募集及移動概況』（満洲労働事情第二輯），1929年，22頁。
(44)　前掲『華北労働問題概説』，206—210頁，および前掲『特殊労務者の労務管理』，199—202頁。

島）によって試みられたが，いずれも募集規模は小さく，失敗したものも多かった。[46]

「労働統制法」を軸として，国家権力による労働力確保・配置政策が展開されたにもかかわらず，このように「把頭制」が強固に存在しつづけたのは，第一に，産業開発五ヵ年計画遂行によって急増する労働力需要を充足するには，企業者側の労働者募集体制が追いつかなかったこと　第二に，出稼的性格を有する中国人労働者を特定期間に集中的に募集・管理するには，現地に精通した中国人による以外にはなく，言語，文化，習慣を異にする異民族が募集・管理することは民族的対立を助長しかねないこと，による。[47]労働統制の対象外となった3分の2の入満中国人労働者はもちろんのこと，労働統制の対象とされた3分の1の入満中国人労働者の確保・配置も，実際には多くのばあい国家権力による直接的な労働統制によってではなく，半封建的な労働力供給・管理組織＝「把頭制」を媒介としてなされたのであり，戦時労働統制政策の展開の建前と現実の状況とのあいだには，大きな乖離があったのである。この乖離は，1941年以降の「新労務体制」のなかで，「把頭制」を復活し，積極的に利用するという労働統制政策によって克服が試みられることになる。[48]

ところで，1940年には入満中国人労働者数が131万9千名に達したというほどの大量移動は，産業開発五ヵ年計画遂行上必要な労働力の貯水池が中国関内（華北）にあったことを示しているが，このような大量移動は新たな矛盾を内包せざるをえなかった。「苦力送金問題」がそれである。満州における労働力需要が大きくなり，関内から満州への移動が増加すればするほど，中国人労働者の募集費，郷里への送金，あるいは離満時の持帰金がそれだけ増加し，資金の国外流出によって国際収支を悪化させるという結果に導いたのである。その結果，1939年度末には満州国の対華北支払勘定は約7千万円の超過であったが，40年には6月末までに約1億円の負債勘定となり，従来は許可済であった満州土建協会，炭鉱などによる労働者募集費の華北への送金は制限された。まず土建協会の36万名募集予定費1,200万円が，40年6月末に28万名募集したところで0となり，その後の募集が不可能になったほか，満州炭鉱，撫順炭鉱，昭和製鋼所，東辺道開発は，募集最盛期に追加募集資金の為替送金が許可されず，募集が不可能となった。そして募集費だけでなく，中国人労働者の持帰金と送金も制限されるにいたったのである。いま，満州滞在期間調査をみると，1939年度の離満者数合計39万0967名のうち，1年未満のものは，16万6322名と42%を占め，3年未満のものまで含めると23万2655名と60%弱を占めている。[49]また37年から40年にかけて，単身者は依然としてほぼ90%以上を占め，[50]入満回数（1937年）も2回以上のものが41.4%を占めている。かれらは郷里で旧正月の終る頃より満州出稼の準備を開始し，解氷期前後より3，4，5月にかけて入満し，結氷期の11月頃より農業労働や土建労働が休止状態になるので離満するという移動の型をもっていた。このような出稼的性格を濃厚に刻印された中国人労働者にとって，郷里への送金や離満時の持帰金がいかなる意味をもっていたかは容易に推測できよう。39年10月から12月の離満期に16万3540名という尨大な中国人を対象とした満州労工協会の調査（第6表）によると，持帰金は1人平均31円61銭であり，また，送金額は3円39銭であったが，この調査結果から推定すると，持帰金と送金額の合計は，37年度に928万7千円，38年度に905万2千円，39年度に1530万3千円となり，多額の円資金が国外に流出したことになる。ちなみに，1940年度の対満労働者の移動に伴う国際収支の

注(45)　満州土建協会の統制募集が，実際には効果を発揮しなかったことについて，前掲『華北労働問題概説』は，つぎのごとく指摘している。「本年度（40年度）の満洲土建協会統制募集の華北に於ける募集員数は，当初の予定は三六万人で其の募集資金の為替許可は一二〇〇万円であったが，約二八万人の送出に於て既に資金の枯渇を告げた。斯の如き1人当り募集資金の予定超過は華北に於ける一般物価の暴騰も其の一原因ではあるが，本年度の統制募集が尚理想の如く行はれず，競争に依る前貸金の協定額以上の支払，其他競争的募集に基く浪費があった点も其の理由である。」(218頁)。
(46)　前掲『特殊労務者の労務管理』，208—213頁。
(47)　満洲重工業開発株式会社『労務対策研究』(上)，10—11頁。
(48)　「労働統制法」が，「把頭制」を排除し，企業家に直接労働者を雇用させることを，実際は実施が不可能だったとはいえ，ともかく理念としては掲げていたのにたいし，1941年10月22日の「改正労働統制法」は，「把頭制」の復活を法的に認めたものである。「改正労働統制法」にかんしては，大沼信平『満洲の労務統制と労務興国会制度』(1942年)参照。
(49)　前掲『満洲鉱工年鑑』(1942年版)，86頁。
(50)　同上，83頁。

第6表　中国人労働者の持帰金および送金額の総計
(1937年—39年)

	持帰金	離満者数	送金額	在満者数	合計金額
	万円	人	万円	人	万円
1937年度	819	259,098	109.7	323,689	928.7
38	799	252,795	106.2	313,482	905.2
39年	1,235.8	390,967	294.5	870,072	1,530.3

備考　満洲労工協会の1939年10月から12月に至る16万3540名を対象とした調査結果の1人平均持帰金31円61銭，送金額3円39銭から持帰金は離満者数を乗じ，送金額は在満者数を乗じて推算したもの。横浜正金銀行『満洲に於ける北支労働者及労働統制に就て』1942年5月，13—14頁より。

第7表　満州国為替管理強化前後における山海関離満労働者離満理由調

	1940年6月13日～24日		1940年8月7日～16日	
	員数	%	員数	%
為替管理強化による家族への送金困難	—	—	435	43.5
満州国民籍法及国兵法実施により将来の帰国困難を予想して家族に面接及展墓	—	—	26	2.6
	400	50.0	303	30.3
家事整理	44	6.0	38	3.8
家族呼び寄せ	57	7.1	—	—
病気	49	6.0	103	10.3
収入少きため	57	7.0	25	2.5
解雇	41	5.0	28	2.8
在満家族の送り届	78	9.8	33	3.3
商用	12	1.5	—	—
営業不振	20	2.5	—	—
転職	40	5.0	—	—
老年	2	0.2	—	—
其の他	—	—	10	1.0
計	800	100.0	1000	100.0

備考　満洲労工協会山海関出張所調査による。興亜院華北連絡部編『華北労働問題概説』，1940年12月，194頁より。

諸勘定をみると，持帰金，送金および募集費が資金の国外流出の主要な項目であり，国内流入の主要な項目である入満者携帯金を差引いて，8020万円が国外に流出している。[51] このような多額の円資金流出を防止するために，40年4月の華北臨時政府と満州国との経済協議会における決定にもとづいて，同年6月24日より円通貨の国外携帯制限を50円に引下げ，兌換および華北側の受払禁止措置が実施され，つづいて同年7月15日，「満州国為替管理法」が改正され，送金制限が急遽実施されたのである。[52] だが，出稼的性格を有する中国人労働者の死命を制する送金および持帰金の制限は，ただちに離満者の急増と入満者の激減を生じさせ，満州国内の労働力不足に拍車をかけた。「入満者の減退と離満者の増加とにより国内建設，産業開発事業に要する労働力確保は一大支障を来たす虞があり，一般に非常に憂慮せらるるに至った」[53] のである。事実，為替管理法改訂直前と直後の離満理由（第7表）を比較すると，改訂直後には，改訂前にはなかった「為替管理強化による家族への送金困難」を理由とするものが43.5%も占めている。そこで政府は，同年11月1日以降，離満労働者の持帰金制限額を，一般労働者にたいしては60円，技術工にたいしては120円と緩和し，また送金額も，労工協会発行の労働票所持者にたいしては特別優先的取扱をなすものとし，さらに翌41年4月26日の為替管理法の改訂によって，北支送金制限を撤廃せざるをえなくなったのである。この「送金問題」は，満州国内の急増する労働力需要を充足するための中国人労働者の対満大量移動と，それがもたらす資金の国外流出とのあいだの矛盾が，入満数が最高となった1940年に露呈したことを意味している。それは，満州国の産業開発5ヵ年計画を遂行するために，大量の不熟練・低賃金労働力を国外から求めなければならなかったという満州の労働力構造のもたらす必然的帰結であったといえよう。

このような「送金問題」に加えて，華北におけるインフレーションの進行が，1939年，40年にかけて，中国人労働者の入満を著しく困難にした。満州重工業開発株式会社『労務対策研究』（上）（1942年）は，この点についてつぎのごとく書いている。「（北支では）1937年12月より1940年9月迄の間に，食糧は3倍，衣料は4.2倍だけ騰貴している」，「入満華工（中国人労働者—引用者）の北支送金並携帯金の合計は1人当り平均35円，多少多きものにて『40—60』円であるが，斯る金額の農民家計に対する重要度は上の如き物価騰貴と共に大約4分の1に低落した訳で，出稼的魅力は殆んど無くなったと言っても宜しいであらう。」[54] 事実，北支の物価上昇は満州よりも急速度で進行し，たとえば卸売物価指数をとってみると1936年から1940年（9月）にかけて，満州では新京，大連とも2.3倍であったのにたいして，天津では4倍となっている。[55]

さらに，満州国内では，1941年11月から「労務新体制要綱」が実施され，労務動員のために，国家権力は最大限に発動されていった。すなわち，従来の満州労工協会に代る労務興国会の設立（41年10月），「労働統制法」の改訂と，それにもとづく「労働者緊急就労規則」の公布（42年2月），さらに，国民勤労奉公制の確立（43年度から実施）というように，「国民皆労」体制が強化されていったのである。このような状況のなかで，対満中国人移動にたいしても，1940年に露呈した矛盾を「解決」すべく，41年4月，満支間に入満労働者募集協定が成立し，41年度は91万8301名，42年度は106万8625名，42年度は8月末までで79万1960名の入満者を数えたのである。

以上，「満州国」成立以降における対満中国人移動政策の展開について考察をすすめてきたなかで，「満州国」成立から日中戦争勃発の時期には，関東軍主導による治安対策の観点が先行したため，中国人の入満制限政策が，根拠のない入満許可数を設定することによって強行されたこと，また，日中戦争勃発以降，産業開発（修正）五ヵ年計画遂行に必要な労働力需要を充足するために，入満制限政策は積極的導入政策へと180度の転換を余儀なくされたこと，しかも，中国人導入政策は，国家権力の組織的・統一的発動のもとに，半封建的労働力供給・管理組織＝「把頭制」を排除して労働力を直接掌握せんとする志向によって実施されたにもかかわらず，結局，「把頭制」を排除できず，41年以降の「労務新体制」下では，かえって「把頭制」との癒着を強め，法的にもそれが確認されたこと等を指摘してきた。「労務新体制」下のかような方策は，40年に「苦力送金問題」として露呈した矛盾，すなわち，満州における重化学工業化が大量の不熟練・低賃金労働力を関内（主に華北）に求め，そのことが，資金の国外流出を結果するという矛盾を，「解決」しようと試みた方策であったといえよう」半封建的な労働力供給・管理組織を媒介としつつ労働力確保・配置をなすところに，植民地労働政策の特質があったのである。本稿では，入満中国人の移動政策史を具体的に明らかにすることに目的があったために，入満した中国人労働者がいかなる労働条件のもとに編入されたかについてはほとんど触れることができなかったが，この課題は別稿で考察することにしたい。

付記）　本稿は昭和46年度慶応義塾学事振興資金による研究「日本帝国主義下における『満州』経済の研究」の一部である。

（経済学部助手）

注(51)　前掲『労務対策研究』（上），89頁。1940年9月の満鉄北支経済調査所調査による。

(52)　「満州国為替管理法」改正（40年7月15日）による中国人労働者の送金および持帰金の制限実施状況について，横浜正金銀行調査部『満洲に於ける北支労働者及労働統制に就て』（調査報告第130号，1942年5月）には，つぎのように書かれている。「一，当初許可手続取扱銀行である満州中央銀行奉天分行資金課でさへもその手続等一切不明であり，実際の送金申込に対し全く不得要領で，七月は勿論八月になっても送金不可能といふ状態であった事　一，而も当局当時の許可方針は重点主義で行はれ，鉱山労働者に限り而も家族持を条件として年額五十円と山海関経由の際の持帰り五十円合計一ケ年百円を限度とし，鉱山以外の労働者の送金は一切許可しなかった事　一，其の後許可方針は幾分緩和されたが，軍需工場の労働者のみに適用され，一般の軽工業等に従事して居るものには認められなかった事」（29—30頁）。

(53)　前掲『満洲に於る北支労働者及労働統制に就て』，32頁。

(54)　前掲『北支労務対策研究』（上），88頁。

(55)　同上，86頁。

教育と経済成長*

川　島　康　男

一　序

最近，経済活動に於ける教育の重要性が注目されるようになって来た。

伝統的教育観によれば，教育とは人格の形成，陶冶のための活動と考えられて来た。そのような見地からすれば，教育を経済的見地からみることは好ましくな

*　私は本稿の作成にあたり，大阪大学の稲田教授，慶應義塾大学助手中沢敏明氏と慶應義塾大学助教授神谷伝造氏から，貴重なコメントを得た。記して謝意を表したい。なお，本稿の中に誤りがあるとすれば，それはすべて私個人の責任である。